

総務政策委員会記録

開会年月日	平成 26 年 3 月 18 日	
開会時刻	午前 09 時 58 分	
閉会時刻	午前 11 時 22 分	
出席委員名	◎中村 豊治 ○黒木騎代春 野崎 隆太 野口 佳子	
	吉岡 勝裕 品川 幸久 小山 敏 工村 一三	
	佐之井久紀	
	世古口新吾議長	
欠席委員名		
署名者	野崎 隆太 野口 佳子	
担当書記	津村 将彦	
審議議案	議案第 14 号	平成 25 年度伊勢市一般会計補正予算（第 5 号） 中、総務政策委員会関係分
	議案第 42 号	平成 25 年度伊勢市一般会計補正予算（第 6 号） 中、総務政策委員会関係分
	議案第 26 号	伊勢市行政組織条例の一部改正について
	議案第 27 号	伊勢市総合計画審議会条例の制定について
	議案第 28 号	伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び 費用弁償に関する条例の一部改正について
	議案第 29 号	伊勢市職員給与条例の一部改正について
	議案第 30 号	伊勢市手数料徴収条例の一部改正について
	議案第 35 号	伊勢市朝熊大型共同作業場条例の廃止について
	議案第 37 号	伊勢市消防長及び消防署長の資格を定める条例 の制定について
	議案第 38 号	伊勢市火災予防条例の一部改正について
	継続調査案件	防災対策に関する事項（消防本部庁舎の整備を含 む）
		管外行政視察について
説明者	総務部長、総務部理事、危機管理課長	
	ほか関係参与	

審議の経過

中村委員長が開会を宣言し、会議録署名者に野崎委員、野口委員を指名した。

直ちに議事に入り、議案第14号「平成25年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）中、総務政策委員会関係分」、議案第42号「平成25年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）中、総務政策委員会関係分」、議案第26号「伊勢市行政組織条例の一部改正について」、議案第27号「伊勢市総合計画審議会条例の制定について」、議案第28号「伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、議案第29号「伊勢市職員給与条例の一部改正について」、議案第30号「伊勢市手数料徴収条例の一部改正について」、議案第35号「伊勢市朝熊大型共同作業場条例の廃止について」、議案第37号「伊勢市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」、及び議案第38号「伊勢市火災予防条例の一部改正について」の10件について審査し、いずれも全会一致で原案どおり可決すべしと決定した。

付託案件の審査終了後、継続調査案件となっている「防災対策に関する事項（消防本部庁舎整備を含む）」について審査し、引き続き調査を継続することと決定した。

その後、総務政策委員協議会開会のため暫時休憩し、再開後、管外行政視察について協議し、委員会を閉会した。

開会 午前09時58分

◎中村豊治委員長

それではただいまから、総務政策委員会を開会をいたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をいたしております。

これより会議に入ります。

本日の会議録署名者2名は委員長において、野崎委員、野口委員の御両名を指名させていただきます。

本日御審査いただきます案件は、去る3月3日の本会議におきまして総務政策委員会に審査付託を受けました議案第14号、平成25年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）中、総務政策委員会関係分ほか9件、継続調査案件1件、及び管外行政視察についての12件であります。

案件名につきましては、委員各位の御手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。

審査の方法につきましては、委員長に御一任を願いたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。御異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

また、議員間の自由討議につきましては、申し出がありましたら随時行いたいと思

ますので、お願いをいたします。

【議案第 14 号 平成 25 年度伊勢市一般会計補正予算（第 5 号）中 総務政策委員会関係分】

◎中村豊治委員長

それでは初めに、議案第 14 号、平成 25 年度伊勢市一般会計補正予算（第 5 号）中、総務政策委員会関係分の御審査をお願いいたします。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

補正予算書の 38 ページを開いてください。

款 1 議会費を一括で審査をお願いします。御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もありませんので、款 1 の審査を終わります。

次に 40 ページをお開きください。

款 2 総務費のうち 46 ページから 49 ページの、項 1 総務管理費、目 24 交通対策費を除き、款一括で御審査をお願いいたします。

御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もありませんので、款 2 の審査を終わります。

次に 74 ページを開いてください。

款 3 民生費、項 5 人権政策費を御審査願います。

御発言がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もありませんので、項 5 の審査を終わります。

次に 86 ページを開いてください。

款 5 労働費、項 1 労働諸費、目 2 緊急地域雇用対策事業費、大事業 1 緊急雇用創出事業のうち、中事業括弧 5 の情報通信関連雇用対策事業費を御審査願います。

御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もありませんので、款 5 労働費、項 1 労働諸費中、当委員会関係分の審査を終わります。

次に 118 ページを開いてください。

款 10 消防費を款一括で御審査をお願いいたします。

御発言がありましたらお願いします。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御発言もありませんので、款 10 の審査を終わります。

142 ページを開いてください。

款 13 公債費を一括で審査をお願いします。御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、款 13 の審査を終わります。

以上で歳出の審査を終わります。

16 ページに戻ってください。

歳入の審査を一括でお願いいたします。御発言がありましたらお願いします。御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もありませんので、以上で歳入の審査を終わります。

補正予算書の 1 ページに戻ってください。

条文の審査に入ります。条文の審査につきましては条文一括でお願いをいたします。御発言がありましたら。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もありませんので、条文の審査を終わります。

以上で、議案第 14 号中、総務政策委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

討論はないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 14 号、平成 25 年度伊勢市一般会計補正予算（第 5 号）中総務政策委員会関係分につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございました。

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 42 号 平成 25 年度伊勢市一般会計補正予算（第 6 号）中 総務政策委員会関係分】

◎中村豊治委員長

次に、議案第 42 号、平成 25 年度伊勢市一般会計補正予算（第 6 号）中、総務政策委員会関係分の御審査をお願いをいたします。

補正予算書の、議案第 42 号の補正予算書の 10 ページを開いてください。

初めに歳入の審査を一括でお願いをいたします。御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もありませんので、歳入の審査を終わります。

次に条文の審査に入ります。議案書の 1 ページにお戻りください。

条文につきましては一括で御審査をお願いいたします。御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もありませんので、条文の審査を終わります。

以上で、議案第 42 号中、総務政策委員会関係分の審査を終わります。

お諮りいたします。

議案第 42 号、平成 25 年度伊勢市一般会計補正予算（第 6 号）中、総務政策委員会関係分につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございました。

御異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

【議案第 26 号 伊勢市行政組織条例の一部改正について】

◎中村豊治委員長

次に条例関係の審査をお願いいたします。

1 ページを開いてください。条例の 1 ページ。

議案第 26 号、伊勢市行政組織条例の一部改正についてを御審査願います。

御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

お諮りいたします。

議案第 26 号、伊勢市行政組織条例の一部改正につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございました。

御異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

【議案第 27 号 伊勢市総合計画審議会条例の制定について】

◎中村豊治委員長

4 ページを開いてください。

議案第 27 号、伊勢市総合計画審議会条例の制定についてを御審査願います。

4 ページです。御発言がありましたらお願いします。

副委員長。

○黒木騎代春副委員長

それではこの第 3 条の委員のことについてお伺いしたいと思うのですが、今回の御提案では全て市長が委嘱するということなのですけれども、その中に、市民の中からの公募については記述がないのですけれども、これについてはどのような理由からか、教えていただきたいと思います。

◎中村豊治委員長
行政経営課長。

●大西行政経営課長

それでは条例案の3条の委員の構成について、御説明のほうをさせていただきたいと思います。

今回の総合計画の策定に際しましては、まず基本構想の部分については従来のものをそのまま引き継がせていただきまして、基本計画部分につきまして市政運営の考え方をお示ししていきたいというふうに考えております。

それから、基本計画の中における各分野の取り組み内容、取り組み方法につきましては、基本的にはそれぞれの個別の計画に委ねたいというふうに考えております。

総合計画審議会におきましては、より実務的な計画というところを考慮しておりまして市政運営の方向性、考え方等について専門的なところ、また各界の代表の皆様から大きな立場、また広く御意見をいただき、また御審議をおこなっていただきたいというふうに考えたところでございます。

なお、委員の団体等の選定をお願いにする際におきましては、生活者の視点というところも視野に入れていきたいというふうに考えております。

また、予算委員会の中でも御質問をいただいたところございますが、市民の皆様からの御意見につきましてはパブリックコメントを実施させていただきたいというふうに思っております。こちらで御提案等を頂戴したいと考えております。

パブリックコメントにつきましても、実施するときにはできるだけ工夫もさせていただきたいというふうに考えているところございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長
副委員長。

○黒木騎代春副委員長

今のままでは何かこの、今回の総合計画については実務的な側面に重点を置いているというようなことで、やっぱり市民の声を取り入れるという部分については、私としてはちょっと弱いと思います。

それぞれの基本計画で具体的には進めていただいているというのですけれども、それはそれでわかる面もあるのですけれども、例えば社会経済状況が大きく激変するようなこともあると思うのです。

例えば、これは想定したくはない話なのですけれども、やっぱりこのいろんな、「3.11」以降の震災対策とかそういうことになると、総合計画から各基本計画へ影響を与えていくような、そういう流れもやっぱり想定する必要があるというふうに思うのです。

そういう意味では、広く市民の声を吸い上げるといいますか、耳を傾けるという意味で、市民公募から、既存の市民団体からの意見も大事なのですけれども、そこではくみ上げきれないような、そういう意見を取り入れていく。今までとちょっと考え方をがら

つと変えなければいけないような側面も出てくることもあると思いますので、そういうことも想定するという意味では、やはり公募というの、よその自治体をみてもやはり同じ15人の枠でも公募を2人ぐらい入れているというところも見受けますので、そういう努力をやっぱり、市民自治というのを重んじる伊勢市の行政の姿勢としては、必要ではないかな。

やはり、そういう姿勢を示すという意味でも、必要ではないかなというふうに思うのですけれども、そういう意味で再度、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

◎中村豊治委員長
行政経営課長。

●大西行政経営課長

先ほども少し触れさせていただいたのですが、実際の取り組みに関しましては個々の計画というところに重きを置きたいと。そちらの計画を尊重しつつ、基本計画のところで市の方向性等を示していくということで、調整というのでしょうか取りまとめのほうをその計画でさせていただきたいと思っておりますので、個々の計画における市民の皆様の御意見、その辺は重要かというふうに考えておりますので、そういうところでもくみ上げもさせていただきたいというところもございます。

先ほども申し上げましたが、そういう各個々の計画を尊重した、取りまとめる計画ということを実務的にできるようなものということを考えておりますので、今回の策定におきましては市民の皆様の御意見につきましてはパブリックコメントというところを考えさせていただいております。

以上でございます。

◎中村豊治委員長
副委員長。

○黒木騎代春副委員長
最後にいたします。

御説明ですけれどもやはり伊勢市の審議会等の指針に照らしても、やはりそういう点ではちょっとずれもあるところもありますので、ぜひ検討はしていただきたいなと思います。

以上です。

◎中村豊治委員長
他にございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。討論ありましたらお願いします。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

議案第 27 号、伊勢市総合計画審議会条例の制定につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。
御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第 28 号 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について】

◎中村豊治委員長

次に、9 ページを開いてください。

議案第 28 号、伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを御審査願います。

御発言がありましたらお願いします。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。
お諮りいたします。

議案第 28 号、伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 29 号 伊勢市職員給与条例の一部改正について】

◎中村豊治委員長

次に 12 ページを開いてください。

議案第 29 号、伊勢市職員給与条例の一部改正についてを御審査願います。

御発言がありましたらお願いします。御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

お諮りいたします。

議案第 29 号、伊勢市職員給与条例の一部改正につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 30 号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について】

◎中村豊治委員長

次に 15 ページを開いてください。

議案第 30 号、伊勢市手数料徴収条例の一部改正についてを御審査願います。

御発言がありましたらお願いします。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

お諮りいたします。

議案第 30 号、伊勢市手数料徴収条例の一部改正につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 35 号 伊勢市朝熊大型共同作業場条例の廃止について】

◎中村豊治委員長

39 ページを開いてください。

議案第 35 号、伊勢市朝熊大型共同作業場条例の廃止についてを御審査願います。

御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

お諮りいたします。

議案第 35 号、伊勢市朝熊大型共同作業場条例の廃止については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認めます。そのように決定をさせていただきました。

【議案第 37 号 伊勢市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について】

◎中村豊治委員長

46 ページを開いてください。

議案第 37 号、伊勢市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてを御審査願います。

御発言がありましたらお願いします。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

お諮りいたします。

議案第 37 号、伊勢市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定については、原案

どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 38 号 伊勢市火災予防条例の一部改正について】

◎中村豊治委員長

48 ページを開いてください。

議案第 38 号、伊勢市火災予防条例の一部改正についてを御審査願います。

御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

お諮りいたします。

議案第 38 号、伊勢市火災予防条例の一部改正につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で、付託案件の審査は全て終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告文につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【継続調査案件 防災対策に関する事項について（消防本部庁舎の整備を含む）】

◎中村豊治委員長

次に、継続調査案件となっております、防災対策に係る事項、消防本部庁舎の整備を含む、に係る三重県地震被害想定調査結果の概要について、当局から報告をお願いいたします。

総務部理事。

●白木総務部理事

委員の皆様におかれましては、急遽、委員会に案件を追加提出させていただきましたこと、また資料の提出が今日となりましたこと、重ねて御迷惑をおかけし大変申しわけございませんでした。

本日、提出させていただきました案件は、先ほど委員長から申し上げていただきましたとおり、三重県地震被害想定調査結果が今日、県から公表されましたので、その概要につきまして御報告をさせていただきたいと存じます。

なお、先週の13日に市町担当者に対する説明会が県のほうで開催をされたばかりで、全ての情報が届いていない状況でございますので、今後、調査結果の精査を行い、市の地域防災計画に反映するなど、市としての考え方を今後まとめていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは危機管理課長より、概要につきまして御報告申し上げますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

◎中村豊治委員長

危機管理課長。

●中居危機管理課長

それでは、三重県が新たに実施をし、本日午前に公表されることとなっております三重県地震被害想定調査結果の概要について報告を申し上げます。

まずは、御手元の資料1の1、三重県地震被害想定調査の概要についてをごらんください。

今回、対象とする地震は1ページ下の段に記載のとおり、プレート境界型、いわゆる海溝型の南海トラフ地震と、直下型、活断層による養老・桑名・四日市断層地震、布引山地東縁断層帯東部地震、頓宮断層地震となっております。

2ページをごらんください。

南海トラフ地震の想定に用いた震源モデルは、過去最大クラスと理論上最大クラスの2パターンとなっております。

過去最大クラスの想定は、過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波により本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こり得ることが実証されている南海トラフ地震です。

理論上最大クラスは、あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極め

て低いものの理論上は起こり得る最大クラスの南海トラフ地震で、平成 24 年 8 月に内閣府が公表したケースがモデルとなっております。

下段には、今回公表されるハザード、危険の原因を記載しております。

3 ページ上段には、同じく公表されるリスク、現実の危険を記載しております。

3 ページ下段からは、具体的なハザードの予測結果で、まず強震動に関する予測となっております。

ここですみません、3 ページ下段のオレンジ色の文字、ハザード関係丸 1、強震動予測結果の「震」が誤っておりました。申し訳ありません。「振れる」ではなくて地震の「震」でございます。申しわけございません。

続きまして 4 ページ上段をごらんください。

今回の地震被害想定及び既存被害想定における各市町の最大震度一覧表で、伊勢市の最大震度は、南海トラフの場合、平成 24 年 8 月の内閣府想定 of 7 に対し、理論上最大クラスは同じく 7、過去最大クラスは 6 強、直下型の場合は 5 強から 6 弱の想定となっております。

4 ページ下段と 5 ページ上段は、南海トラフ地震の過去最大クラスと理論上最大クラスの強震動の震度階級を地図上に表したものです。

両者を比較した場合、過去最大クラスの地震で震度 6 弱、黄色で表示したところ以上が想定されている地域の大半において、理論上最大クラスの地震では、震度 6 強、オレンジの部分、または 7 の赤の部分の想定されていることがわかる状況となっております。

5 ページ下段は、同じく液状化の比較をしたものですが、いずれのクラスの地震でも液状化危険度が極めて高い範囲の分布傾向はほとんど変わらず、液状化危険度が極めて高い範囲は、新しい時代の堆積物が厚く堆積している伊勢平野内の伊勢湾沿岸部に集中していることが見てとれます。

続きまして 6 ページ上段から 7 ページ下段までは、直下型地震による強震動予測と液状化の比較になります。

8 ページからは津波に関する予測です。

まずは過去最大クラスの南海トラフ地震による沿岸評価点における津波到達時間で、伊勢市沿岸部に津波注意報基準の下限値である 20 センチの津波が到達するまでの時間は、おおむね 15 分から 20 分となっており、最大津波高は 4 メートルから 5 メートルと予測されております。

8 ページ下段は津波浸水予測図に関する記載で、今回、新たに津波浸水深 30 センチ到達時間分布図が作成をされました。

これは、従来型の津波浸水予測図に加え、地域での具体的な津波避難の検討材料として活用されることを目的として、避難行動が取れなくなる一つの目安とされております。津波浸水深 30 センチに、どの場所がどのくらいの時間で達するかを、その時間に応じて色分けをした予測図を作成したもので、津波からいつまでにどの方向に避難をしなければいけないかの目安としての利用が想定されております。

詳しくは、別添の資料 1 の 2 をごらんください。

後ろのほうにとじさせていただいたと思います。

沿岸部の浸水エリアを 4 ページに分けて記載をしております。浸水開始時間、到達時

間の早い地域は、揺れによって堤防などが沈下をし、津波が来る前に河川の水が入ってくる可能性も想定をされております。

なお、堤防条件につきましては、海岸堤防及び盛土構造物については75パーセントの沈下をさせた上で、沈下後の構造物を津波が越流した時点で破堤をし、コンクリート構造物については震度6弱以上の地域では全て破壊する前提となっております。

次に、資料1の3をごらんください。

こちらは津波浸水予測図で、先ほどと同じく沿岸部を4ページに分けて記載をしております。

この図の前提となっております地震は、過去に発生した記録は残っていないものの、科学的には南海トラフで発生する可能性がある理論上最大クラスの地震を想定し、その地震に伴う津波が満潮時に発生した場合の浸水予測図となっております。

資料1の1にお戻りをいただきまして、10ページ上段をごらんください。

これは津波浸水面積でございまして、理論上最大クラスの南海トラフ地震を想定した場合の三重県内での津波浸水面積は、約28,000ヘクタール、ここに記載はございませんが、このうち伊勢市は約3,800ヘクタールが浸水するとなっております。

下の黄色い網掛けに記載してございますとおり、伊勢湾沿岸の浸水面積が拡大しておりますのは、先ほど申し上げました防潮堤の沈下などを考慮した堤防条件に変更したことが、特に北勢・中勢地域に大きく影響を及ぼした結果となっておりますということでございます。

続きまして、10ページ下段以降でございしますが、こちらはリスクの予測結果となっております。

まずは南海トラフ地震による建物被害、全壊・焼失棟数を揺れ、液状化、津波、急傾斜地等、火災の原因別に記載をしており、赤字で記載の過去最大クラスの県内の全壊・焼失棟数に対する伊勢市の火災の割合の高さが際立っておることが見てとれます。

11ページ下段は人的被害で、過去最大クラスの地震の場合の伊勢市の死者数は約3,500人、そのほとんどが津波によるものとなっております。

12ページは、その津波死者数の分析でございまして、早期避難に呼びかけをプラスすることにより、逃げ遅れによる死者を10分の1に減少できることがわかります。

13ページ下段からはライフライン被害でございまして。

上水道は、発災直後から県内ほぼ全域にわたって断水をし、1週間後では県内の給水人口の7割程度、1カ月後でも2割程度で断水が継続すると想定されております。

その傾向は、理論上最大クラスの場合でも同様ですが、断水がさらに長期化し、1カ月後でも県内の給水人口の4割程度で断水が継続すると想定され、地域別では北中部よりも南部で、内陸部よりも沿岸部で影響が大きくなる傾向が見られます。

14ページは各市町の上水道断水率の時系列推移でございまして。

一部印刷が薄くなっており申しわけございませんが、伊勢市は1カ月後もほぼ復旧が進まない想定となっております。

15ページは、同じく下水道機能支障率の時系列推移で、以降、電力機能、通信機能、都市ガス機能の復旧状況について想定をされております。

20ページ下段からは交通被害について、緊急輸送道路、鉄道、港湾・漁港施設、ヘリ

ポート等への影響が想定をされております。

25 ページでは避難者の想定が記載されております。

過去最大クラスの伊勢市の避難者数は1日後で約73,000人。これは、これまでに県が想定をしておりました伊勢市の避難者数の8,100人の約9倍にあたります。

また、1カ月後には約106,000人に増加すると想定されており、これは主にライフラインの復旧状況が影響しておるものと思われまます。

26 ページ上段は帰宅困難者数で、市外からの流入者数約17,000人に対し、帰宅困難者は約7,100人と想定されております。

その下段は物資不足で、避難者の増加に合わせて水、食料の具体的な不足量が想定をされております。

27 ページ下段から29 ページ上段までは医療機能支障としまして、医療対応力不足数が入院対応、外来対応、日常受療困難の種類別に想定をされております。

いずれも、南勢志摩医療圏における不足数が全体の約半数を占める想定となっております。

最後の29 ページ下段では、孤立集落の発生可能性が想定をされており、伊勢市内では3カ所が孤立する可能性があるとしてされております。

このほかにも廃棄物や経済被害等に関する想定結果もございしますが、時間の都合上、省略をさせていただきました。

市としましては今後、これらの想定に対してどのようなハード対策・ソフト対策を講じていくのか、また市民の皆さんの自助・共助でどのように地域防災力を高めていくのかという部分も含めまして、総合的に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、長くなりましたが三重県地震被害想定調査結果の概要について報告をさせていただきました。よろしくお願いたします。

◎中村豊治委員長

ただいま、危機管理課長のほうから三重県の地震被害想定調査結果の概要についてということで、報告を願ったわけですが、当初の検討された内容と比較いたしまして、避難者につきましても8,000人から7万3,000人というようなかたちで、10倍近くになっておるといような状況でございます。

いろいろ皆さんのほうから、今から質問等々をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願をしたい。御発言がありましたら挙手願いたいと思っております。御発言はありますか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

少し、お尋ねをさせていただきます。

今回初めて、こういう形で急遽、県のほうから発表ということもありまして、危機管理部門としても、急遽こういった形で協議会で説明をしていただいたということで、まだ内容の精査にはまだまだこれから時間がかかってくるのかと思っておりますけれども、今回、26年度の予算を審議させていただいている中で、いろいろ、またそれも補正対応等いろ

いろ考えなければいけないこともいろいろあるかと思えますけれども、来年度予算についての現在の考え等を少し聞かせていただきたいと思えます。

◎中村豊治委員長
危機管理課長。

●中居危機管理課長

はい、今回この三重県が出した被害想定を既に平成26年度の予算に反映しておるかという、全く反映をしておりませんが、この被害想定をもとに、今後どういうふうに市として対応していくのか、また地域の方々に協力をしていただくのかということについては、早急に方向性を検討させていただいて、この地域防災計画等に反映していけるような体制をとり、また議会の、委員会の皆様にもなるだけ早く方向性をお示しさせていただきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

◎中村豊治委員長
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

ありがとうございます。

あと、津波からの一時避難施設ということで、いろいろと今、計画の最中で現在進行形で進まれている最中ですが、現時点で、その計画との差をどのように考えているのか少し、その違い等、大幅にあるのであれば少し聞かせていただけたらと思えます。

◎中村豊治委員長
危機管理課長。

●中居危機管理課長

今、進めております津波避難施設の整備でございますが、これは、この今回三重県が出しておる想定とはまた違った基準でもって、避難困難者を割り出して進めておるものでございまして、それはそれで進めさせていただいて、あと、それに加えてこの状況をどのように市として対応していったら、なるべく被害を出さないようにするかということとはまた別の視点で検討を進めさせていただけたらというふうに考えておりますが、その辺のことも含めて今後、市のほうで議論、検討をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(「どうぞよろしくお願いいたします。以上です」と呼ぶ者あり)

◎中村豊治委員長
他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

よろしいですか。

御発言もないようでありますので、以上で報告に対する質疑を終わりたいと思います。お諮りいたします。

本件につきましては引き続き調査を継続するという事で御異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認めます。そのように決定をさせていただきます。

総務政策委員協議会開会のために暫時休憩をいたします。

休憩 10時38分

再開 11時17分

◎中村豊治委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

【管外行政視察について】

◎中村豊治委員長

続きまして、管外行政視察につきまして御協議をお願いいたします。

本件につきましては、前回の総務政策委員会で正副委員長で検討せよということで、日程、視察先、及び視察項目について検討をさせていただきまして、御手元に配付のとおり提案をさせていただきたいと思っております。

それでは事務局のほうから説明をお願いします。

●津村調査係長

それでは御手元に事前にお配りをさせていただきました資料をごらんください。

総務政策委員会管外行政視察の案ということでございます。

日程としては5月の14日から16日までの三日間で、14日、水曜日が広島県の呉市でまちづくり委員会、括弧協議会について。15日が高知市で防災対策の取り組みについて、津波避難対策等ということで。16日が大阪府の池田市で、地域コミュニティ推進協議会についてということで、御提案をさせていただきます。

添付資料としまして、呉市のまちづくり委員会に関係するものと、それから池田市の地域コミュニティ推進協議会について若干、ホームページのほうからですけれども、資料のほうを印刷をして出させてもらっていますけれども、まだまだ資料のほう、たくさ

んありましてちょっと一部分ということで申しわけございません。

高知市のほうの防災対策について、ちょっと適当な資料を今日、御用意できませんでしたが、高知市、同じ南海トラフを震源域とする巨大地震への対策ということで種々対策を進めておるということで、女性の視点を災害対策に生かすということ、そういった検討委員会から報告書のほうも出ておったり、避難タワーの建設についても急ピッチで進んでおるといったところもニュースで情報を得ておりますので、そのようなことで提案をさせていただきたいと思います。

以上です。

◎中村豊治委員長

今、事務局のほうから管外行政視察の概要について御報告をいただいたわけですが、御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

それでは今、御提案をいただきました視察先、呉市、高知市、池田市。

視察項目につきましては継続調査項目であります防災対策に関する事項、及びふるさと未来づくりに関する事項。

視察時期につきましては5月14日から15、16日の三日間。

このような形で決定をさせていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、決定をさせていただきたいと思います。

ただし、日程の調整の都合上、視察先についてはこれから視察先に今から調整に入りたいと思うのですけれども、若干、都合が悪いとかそういう場合が出てくる可能性もこれはありますので、その点は正副委員長のほうに御一任を願いたいと思うのですけれども、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

日程についてはこの14、15、16のこの三日間ということで決定をさせていただきたいと、このように思います。

それでは、正副委員長に一任をいただいたということで、異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

次に視察報告書についてであります。視察終了後、各委員から正副委員長に所感を提出していただきたいと、こんなふうに思っておりますので、この内容については10日以内ということになっておりますので、報告書の提出につきましては議会改革特別委員会の中で決定をさせていただいておりますので、それについては守っていただきたいとこんなふうに思います。よろしゅうございますね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎中村豊治委員長

ありがとうございます。

そのように決定をさせていただきました。

それではこれもちまして、総務政策委員会を閉会をさせていただきます。

長時間、ありがとうございました。

閉会 午前 11 時 22 分

上記署名する

平成 年 月 日

委員長

委員

委員